

文化資産のデジタルアーカイブが拓く、新たな創造への道

デジタルアーカイブ

デジタルアーカイブ
推進協議会広報誌
2001 / No. 17
<http://www.jdaa.gr.jp>

夏



CONTENTS

でじたる日本の^{カラー}色

~ Content Japan & 新映像フォーラム2001 ~

デジタルアーカイブ権利問題 ワークショップ(第3回)

JDAA

「21世紀のチカラ=文化」 月尾 嘉男(東京大学 教授)	2
でじたる日本の ^{カラー} 色 ~ Content Japan & 新映像フォーラム2001 ~	3
「よみがえる日本画」展(6月10日まで)	6
デジタルアーカイブ権利問題ワークショップ(第3回)	7
えひめITフェア2001	10
ものづくりとIT講演会(埼玉県川口地域)	11
「デジタルアーカイブ白書 2001」を刊行	12
事務局だより	12

21世紀のチカラ = 文化

『でじたる日本の色^{カラ} ~ Content Japan & 新映像フォーラム2001 ~ 』
特別講演(平成13年3月9日)一部要約

政治はおよそ10年単位で物事を計り
経済体制は100年単位で維持されていく。文化はさらに、千年という単位を生き続ける。
今、その文化のもとへ政治が、経済が収斂していくという
大きな潮流が動き出している。

文化の役割

文化による安全保障
文化による経済発展
文化による地域復権

月尾 嘉男
(東京大学新領域
創成科学研究科教授)



1980年代の終わりまでは、アメリカとソビエト連邦が、地球を何十回も破壊できると表現された膨大な兵器をもってにらみ合い、その緊張関係によって世界秩序が保たれていました。しかし、そのような体制が維持できないことは早くから明らかでした。たとえばソビエト連邦の国防予算は、最盛期には国家予算の約40%にまで達し、経済を圧迫していたのです。

一方、80年代の初頭から急速に経済力を強めていた日本は、やがて世界のGNPの約15%を占めるまでになり、80年代にはその経済力によって世界の秩序維持に貢献していました。日本のODA(政府開発援助)の総額は世界最大ですが、他国に経済援助をすることで、一種の安全保障を図ってきたとも言えるでしょう。しかし財力に依拠した体制もやがて崩壊し、90年代初頭にバブル経済が崩壊した日本は、いまだにそのダメージから回復できないでいます。

実はその90年代のごく初期から、アメリカはすでに新しいパラダイムを検討し始めていました。武力でもなく、経済力でもない、世界構造を支える新しいチカラ。それはアトラクティブつまり自国に人・物・金・情報を引きつける“魅力”こそが、21世紀の最大のチカラになると考えたのです。

一例を挙げますと、アメリカは毎年約50万人の留学生を受け入れています(日本は5万人台)。彼らの多くはアメリカ企業に就職し、ハイテク産業・技術の発展に大きく寄与しています。また、カーター政権下で特別補佐官を務めたプレジンスキー氏はその著書で、他国の外交官にアメリカの大学の卒業生が多いことは、外交上、非常に有利だと述べています。

さらに同氏は、アメリカが世界の大国として生き残った理由

として、軍事力、技術力、経済力に並んで「世界の若者を引きつけてやまない文化をつくりだしたことを挙げています。ロックミュージックや映画などがアメリカの大きな魅力となり、他国の人々を引きつけているというのです。

文化などなんの価値もないという考え方もあるでしょう。立派な小説が書かれてもさして経済効果はないし、お茶やお華はお稽古事に過ぎないと。しかし実はそうではない。政治の世界では、文化を持つということは一種の安全保障になるのです。たとえば、アメリカで原子爆弾の投下地を決める極秘会議がもたれた際、5人ほどのメンバーの1人が京都に以前滞在したことがあり、その文化に愛着をもっていたことから、京都が投下地のリストからはずされたという事例もあります。

さらに政治と同様、経済における文化の価値というものも、これからの日本が本格的に考えねばいけないことでしょう。価格競争で発展途上国に追い上げられることはわかっている。それより、世界に誇り得る千年単位の歴史をもつ日本では、その蓄積をうまく活かして商品力を高めることが得策です。

また、地方分権、情報化という社会の流れのなかで、画一的でない、地域独自の文化は高い価値をもつようになります。

では、そうした文化の価値を活かすためには何をすべきか。まずは、新しい価値観をもって足下を見つめ直すことです。これまで、グローバルスタンダードを重視するあまり見落とされてきた日本の多様で個性的な文化を、今一度きちんと評価する。そしてその価値が十分に発揮されるように保全し、最終的には世界に発信する仕組みをつくっていく。デジタルアーカイブがやろうとしていることは、まさにそれなのです。

でじたる日本の色

～ Content Japan & 新映像フォーラム2001～



会場となったTEPIA

3月7～9日、機械産業記念館「テピア（東京都港区）にて、当推進協議会などの主催により「でじたる日本の色～Content Japan & 新映像フォーラム2001～」を開催しました。これは、（財）マルチメディアコンテンツ振興協会と（財）新映像産業推進センターが4月1日に統合し、（財）デジタルコンテンツ協会としてスタートするのを前に、当推進協議会と共に公開展示やシンポジウムを開催したものです。「21世紀にふさわしい創り手」をテーマに3日間にわたり、各団体の事業成果の発表と、デジタルコンテンツ産業の発展性（7日）、日米の映画界の将来展望（8日）、そしてデジタルアーカイブ（9日）に関する講演・パネルディスカッションが展開されました。

ここでは、特にデジタルアーカイブの意義、内外の現状、日本における課題について話し合われた9日のパネルディスカッションを中心に、当イベントの概要をリポートします。

【主催】デジタルアーカイブ推進協議会、経済産業省、（財）電源地域振興センター、（財）マルチメディアコンテンツ振興協会、（財）新映像産業推進センター

（財）マルチメディアコンテンツ振興協会（当時）
中村雅哉会長の挨拶より

21世紀はコンテンツの世紀であると同時に文化がチカラとなる時代です。コンテンツの流通のためのインフラ整備が国の大きな課題として急速に進められており、数年後には世界でも最先端の基盤をもった国に生まれ変わるであろうと信じています。

このような社会的背景のもとで整備されたインフラの上を、流通する情報の、質と量に対する要求を満たすことが私どもコンテンツ関連産業に従事するものの責任であると自認しています。また良質なコンテンツをどのように供給できるかが、21世紀におけるその国の文化レベルをも象徴するであろうと考えています。

明日の基幹産業として飛躍するコンテンツ関連産業の姿を展望する場として、本イベントをご利用いただければ、主催の一員としてこれに優る幸せはございません。

7日

特別講演では、ジャーナリストの田原総一郎氏が、変化の激しいこの時代を生き抜くためには何が重要かを、企業戦略などの具体例を挙げながら解説しました。

「ネットワーク、つまり道路は整備されてきた。プラットフォーム的なもの、いわば車も整備されつつある。道路があり車もできた。そしてどうなるのかというのが、これからの一番大きな課題です。要するにコンテンツの問題ですね。産業規模をみても、ネットワークやプラットフォーム的な分野では、今後のマーケットの広がりはせいぜい現在の2倍程度。コンテンツは7～10倍と言われています。その肝心なコンテンツをこれからどう進めていくか。これについては、僕はわりと日本が得意な分野だと思っています」

田原氏はまた、1999年の日本の特許取得率が世界でトップであることなどを挙げ、「今の日本人の一番の問題は、なぜか自信を失いすぎている。そんな必要はない。日本人にはオリジナリティがあり、技術力も高いのです」と強調しました。

続いて行われたパネルディスカッション「技術とコンテンツのコラボレーションを目指して」では、iモード、BSデジタル放送など、



公開展示の開始にあたり行われたテープカット



特別講演の講師、田原総一郎氏



主催各団体の事業成果が公開されました

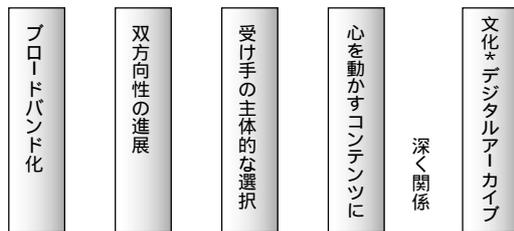
まさに技術とコンテンツのコラボレーションを具現化している第一線の現場の方々が、今後の展望を語り合いました。そのなかで、映像情報の受け手が、膨大な情報のなかから好みのものを主体的に選ぶ、あるいはテレビ番組に参加するといった双方向性が、急速に進んでいることがあらためて確認されました。

パネリストたちは、情報が主体的に選択され、その結果、情報の個性化・多様化が進むと「なんらかの情報を伝えようと思っただけで相手の“心”を動かさないといけない(近藤耕司氏)」「iモードは“心”を結んでいるのに、テレビはそこまで行けないというがゆさがあった。でも双方向・データ放送などによってそこに近づける(高橋利明氏)」「デジタルを突き詰めていくとアナログになる(潮田邦夫氏)など、共通してコンテンツが心情に訴えることの必要性を語りました。

これらの発言を受けてコーディネーターの武邑光裕氏は、コンテンツ産業が今後、文化領域と深く関わっていくとの展望を述べ、デジタルアーカイブとの接点を示唆しました。

「日本の古語で“色”とは存在や姿を示します。デジタルコンテンツ産業においてはまさに、多様な色の存在に我々がいかに気づき、そこから独自の色というものをいかに世界に提示できるかが、問われていくのではないのでしょうか」

IT技術と文化



3月7日

オープニングセレモニー

- 挨拶 岸本周平(経済産業省 文化情報関連産業課 課長)
 中村雅哉((財)マルチメディアコンテンツ振興協会 会長)
 箕輪 哲((財)電源地域振興センター 理事長)
 塚本 弘((財)新映像産業推進センター 専務理事)

特別講演 「IT時代を生き抜く」

講師 田原総一郎(ジャーナリスト)

パネルディスカッション 「技術とコンテンツのコラボレーションを目指して」

- パネリスト 潮田邦夫((株)NTTドコモ 取締役 法人営業本部副本部長)
 近藤耕司((株)パーム 代表取締役社長)
 高橋利明((株)東京放送 デジタルビジネス局局長 / (株)トマデジ 取締役)
 三上喜貴(長岡技術科学大学 教授)

コーディネーター

武邑光裕(東京大学 助教授)

3月9日

特別講演 「21世紀のチカラ=文化」

講師 月尾嘉男(東京大学 教授)

パネルディスカッション 「でじたる日本の記憶～次世代へのアーカイブ～」

参加者は右参照



最終日の9日にはまず、東京大学の月尾嘉男教授が特別講演で、21世紀は武力や経済力に代わり、文化が大きなチカラとなるという展望を示しました(本誌2ページ参照)

パネルディスカッション

「でじたる日本の記憶～次世代へのアーカイブ～」

続くパネルディスカッション「でじたる日本の記憶～次世代へのアーカイブ～」では、様々な形で映像に携わっている方々が、デジタルアーカイブの意義や現状、課題などを話し合いました。

映像分野における日本の代表的なアーキビストである岡島尚志氏は、1999年1月、「デジタル技術による映画の保存・修復」をテーマにしたシンポジウム(本誌9号9ページに要約掲載)に参加した時点では、まだデジタル化は時期尚早で、フィルムによる保存・修復が妥当であろうとの立場だったそうです。その理由は、データの保存媒体の耐久性や、データ上の修復が改変にあたるのではないかとという危惧があったためです。しかしその後のデジタル技術の進歩を受け、また



岡島尚志

東京国立近代美術館 フィルムセンター 主任研究官



イギリスにおける映画の残存率は75%を超えますが、日本ではおそらく15%以下でしょう。なんとかしなければいけない。ずっと悩んできましたが、最近思い始めたのは、たぶん我々のnational cinema heritageというものをいかに大事にできるかということに尽きるのでしょう。若い人たちは現在の映画スターほどにはアラン・ドロンに興味がない。でももっと関心がないのは大河内伝次郎。そこをどう考えていけるかが、実は映画保存のキーになるように思います。また、デジタルアーカイブが重さを持たないのに対し、フィルムアーカイブとは、現実には1本の映画あたり約30キロという重さをもつアーカイブです。我々は、デジタルアーカイブを構築した後も、オリジナルを絶対に捨てないということを考えるべきです。

フィルムによる映画の保存処理も基本的には複製(デューブ)をつくることにすぎないとの考えから、「今後は映画保存・修復ともにデジタルテクノロジーを積極的に使っていかざるをえないだろう」との認識に変わったと語りました。

この発言に続き、写真家の織作峰子氏が、「基本的にはデジタル処理に頼らない昔ながらの撮り方」を守っているものの、デジタル撮影したものを畳サイズほどに拡大プリントした場合の画質・保存性が急速に向上していることから、「いよいよデジタルに変わる時代が来ているのかな、という感覚をもっています」と語りました。

次いでコーディネーターの河原敏文氏より、月尾教授の講演内容に関連し、「世界共通」とも言えるハリウッド映画に対して、ローカルではどのような取り組みをすべきかとの問題提起がありました。

これを受けてテレビマンユニオンの重延浩氏は、「外国に伍して勝とう」との意識を前提にしつつ、米仏英のアーカイブの膨大さや、リスクを知りつつ課金に踏み出す実務性に触れ、「一度グローバルな動きを見て、そこからローカルに入るべき」との認識を示しました。

また佐藤忠男氏(映画評論家)は、世界大戦時の映像資料を海外から借りると実費程度なのに、日本で借りると数十万円になるとの実例をアーカイブの問題点として挙げました。

「我々の重大な記録を、いつでも誰もが共通の立場で見られるという形にしないと、アーカイブの意義が一般の人に認められません。日本はまだ、そうした国際的なスタンダードから遅れており、悪い意味でローカルですね」

重延氏はこうしたアーカイブの利用に関し、皆が共有すべき情報についてはアクセスを容易にして公共価値を高め、一方で創作性に価値を置くものについては創作者の利益を絶対的に守るという「二つを明確に分け、共存させることがデジタル時代には重要」と語りました。ちなみにテレビマンユニオンでは、BSデジタル放送の番組制作に関し、放送権だけを放送局に渡し、契約期限が過ぎたらテレビマンユニオンに権利が戻るといった新しい試みを進めているそうです。

最後に映像のデジタルアーカイブの今後の課題として、岡島氏は、「技術に関しては、日本は少しも心配することはない」としたうえで、若い人も含めて自国の映画をもっと大事にするという意識を、いかにもてるかが重要と語りました。

パネルディスカッション 「でじたる日本の記憶～次世代へのアーカイブ～」

コーディネーター 河原敏文



プロデューサー / CGアーティスト

僕が留学したUCLAには、非常に立派なフィルムアーカイブがありました。映画のクラスでは、黒沢も溝口も小津も、ゴダールもバゾリーニも、世界中の優れた映画をすべて見せてもらい、勉強したものです。またそのアーカイブには、戦時中のニュースフィルムもたくさん含まれていました。そうした点は日本における重大な課題だと思います。

重延 浩



(株)テレビマンユニオン 代表取締役社長

ローカルコンテンツというものは確かに非常に重要です。ただ、ローカルコンテンツが一度グローバルに展開し、そのうえでローカルに戻るといったのが正しい道ではないでしょうか。ではどうしたらグローバルになるか、ということはずっと考えています。デジタルはそれを実現する可能性がある。Webサイトにしても、一瞬にして世界と交わる機能をもっています。そのような意識を、アーカイブに携わる人々ももつべきだと思います。

織作峰子



写真家

デジタルの場合、撮影したあとの処理によってものすごく世界が広がります。そう考えると、今後デジタル技術を応用していく意味がどんどん増えていくと思います。ただ、一番大事なのは創る人間。あまりに簡単に操作できるがために、安易に処理をしてしまう、指先だけで物事を変えていくというのがものすごくこわい気がします。やはり人間がやることなので、五感で感じながら創っていけたら一番いいですね。

佐藤忠男



映画評論家

ルミエールの会社が明治30年頃の日本で撮った映像が、今もきれいに保存されています。それを観て非常に感動しました。映っているのは、田圃で働く農民や使い走りの小僧さんなど、ほとんどが庶民。それが爽やかな微笑みを浮かべているんです。写真の場合、当時の人々はみんな硬い表情をしています。そこから私たちは、当時がいかに貧しくていへんな時代だったかと想像します。でも映画は1分ぐらいカメラを回し続けますから、緊張していた小僧さんがちょっとはにかんだりする。それを見ると、かつての日本人がむしろ今より自然体で暮らしていたということがよくわかるのです。私にとって実に感動的でした。これがフィルムアーカイブの光明であります。

よみがえる日本画

伝統と継承・1000年の知恵

巨匠たちはみな模写の名手だった。
大観・春草・観山・靱彦・御舟らの作品と、
法隆寺金堂壁画をはじめ日本画の保存と修復の歴史を一望する。

6月10日(日)まで、東京藝術大学大学美術館(上野)にて開催中

千数百年の伝統をもつ日本画は、紙や絹といった脆弱な素材に描かれているため、そのほとんどが周期的な修理を施されながら今日まで残されてきました。その独特な技法が受け継がれてきました。今後も、日本画の伝統を後世に伝えるためには適切な修理を繰り返さなければなりません。

東京藝術大学・文化財保存学日本画研究室では、模写修理、自然科学、美術史など、総合芸術大学の特徴を生かした独自の分野から日本画の保存に関する研究を進めています。

今回の展覧会は、同研究室の研究成果をもとに、日本画の伝統とその継承の現状を広く一般に紹介し、理解を深めようとするものです。

会場では、芸術的、宗教的な目的から、あるいは文化財保存の観点から幾たびも描かれた法隆寺金堂壁画の模写や、

あまり知られていない横山大観や菱田春草など巨匠による模写の展覧を通して、日本画における模写とは何かが提示されていきます。

また伝統的な修理方法に、X線、赤外線などの科学技術を積極的に取り入れた今日の修理工程や、様々な研究成果も紹介されています。

そして展示の最後、「未来へ」と題されたコーナーで取り上げられているのがデジタルアーカイブ。最新のコンピュータ技術による“模写”の品質や、保存はもとより修復・作品研究における意義などが日本画の傑作をもとに例示され、デジタルアーカイブになじみのなかった人も含めて来館者の関心を強く引きつけています。



コンピュータによる再現模写



コンピュータによる現状模写



当時の人々の視線を再現

展示品より

国宝「花下遊楽図屏風」(東京国立博物館) 桃山時代、狩野長信によって描かれた初期風俗画の傑作。六曲一双の右隻の中央部分だけが関東大震災で焼失してしまった。残っていた白黒写真の絵柄をもとに、デジタル画像処理を施し、在りし日の姿を再現。こうした画像データに基づく研究から、当時は鑑賞者から見て右隻が手前、左隻が奥になるように配置され、遠近感が強められていたことがわかった。

また、再現データをもとに描かれた当初の色にも挑戦した。

(資料提供: 大日本印刷)

入館料 一般 1,000円(800円)・大高生 600円(400円)・
中学生以下無料 ()内は前売り・20名以上の団体料金

開館時間 10:00 ~ 17:00(入館は16:30まで)

休館日 毎週月曜日

<http://www.geidai.ac.jp>

主催 東京藝術大学・NHK・NHKプロモーション

後援 文化庁・国宝修理装潢師連盟・台東区教育委員会

協賛 五都美術商連合会・芸術研究振興財団・文化財保護振興財団・他

協力 凸版印刷(株)・大日本印刷(株)・(株)日立製作所・光村印刷

企画 東京藝術大学大学院美術研究科文化財保存学日本画研究室

お問い合わせ NTT東日本ハローダイヤル 03-3272-8600

デジタルアーカイブ 権利問題ワークショップ(第3回)

平成13年3月26日 千代田放送会館

当推進協議会では、アンケートなど様々な調査活動を通じて博物館・美術館をはじめとする関係者の方々のご意見をうかがっていますが、そのなかで常に最も関心の高いテーマが「権利問題」です。私どもでは一貫してこの権利問題を活動の主要テーマに位置づけ、研究委員会を組織して検討を続けてきました。その結果として平成10年10月には冊子「デジタルアーカイブ権利問題ガイドライン(案)」、平成11年12月にはその簡易版冊子「デジタルアーカイブにおける権利とは」を制作し、公表しました(これらの冊子は当推進協議会のホーム



ページでもご覧いただけます
(<http://www.jdaa.gr.jp/>)

その後もさらに研究委員会で検討を重ね、この度、実際の事業活動にあたってのご要望に応えるべく「契約文例」を作成。この契約文例と上記「デジタルアーカイブにおける権利とは」をひとつ

にまとめて新冊子を発行しています。

今回のワークショップでは、この新冊子「デジタルアーカイブ 権利問題と契約文例」の内容を解説するとともに、最近特に注目を集める放送分野も視野に入れ、権利問題をめぐる動向を紹介しました。

なお、ここで提示する契約文例は、あくまで契約書のイメージを参考的に提示することを目的にしており、実際の契約書のひな型やモデルとなるものではありません。実際にデジタルアーカイブ事業を推進していくにあたっては、各当事者の立場や状況、背景などをふまえ、当事者間で十分協議したうえで契約条項を取り決めていくことが大切です。



契約文例

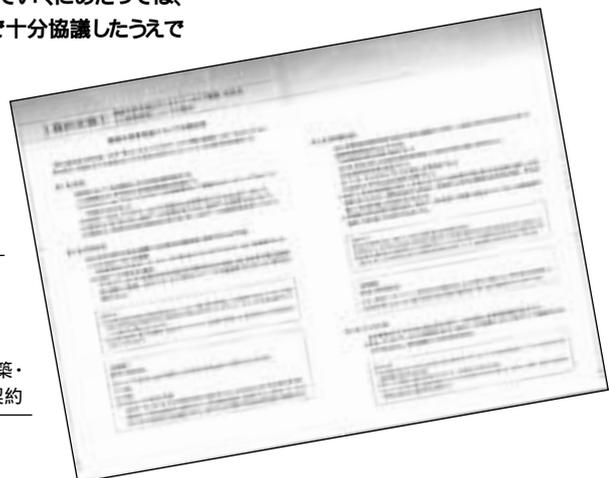
素材の著作権者とデジタルアーカイブ構築・運営者との利用許諾契約

契約文例

素材の所有者とデジタルアーカイブ構築・運営者との使用許諾についての契約

契約文例

デジタルアーカイブ構築・運営者と利用者との契約



新冊子で提示する契約文例は、冊子「デジタルアーカイブにおける権利とは」に記載した3つのケースについて作成したものです。

ワークショップ プログラム

- 挨拶 西田亮三(文化庁 伝統文化課・文化財保護企画室 室長補佐)
- 講演 1 「最近の著作権の動向について」
相澤英孝(JDAA 権利問題研究委員会委員長 早稲田大学教授)
- 講演 2 「放送アーカイブにおける権利問題」
神田文友((株)NHKエンタープライズ21 著作権・法務部 部長)
- 説明・講習 「契約文例について」
説明: 萩原恒昭(凸版印刷(株) 法務本部・法務部 部長)
解説: 相澤英孝(上記)

最近の著作権の 動向について

相澤 英孝

JDAA 権利問題研究委員会委員長 / 早稲田大学教授



インターネットの普及によって、国境を超えた情報の伝達が促進されていますが、これはつまり著作物も国を超えて流通することを意味します。また現在は、情報財が貿易財としての価値も有するようになりました。このことから著作権においては国際的な調和が重視され、日本の著作権法も基本的に国際的なルール、つまりWIPO著作権条約に基づいています。

WIPO著作権条約は、近年の情報流通形態の変化に合わせて逐次改正されています。しかしそれは、デジタル時代に則し、デジタル著作物をいかに創作していくかといった観点から、従来の枠組みを抜本的に変えるというものではありません。基礎的な枠組みは維持しつつ、新しい流通形態に対応して権利が及ぶ範囲を広げていくというのが基本的な姿勢です。その典型的な例が送信可能化権であり、新たにこれを加えることにより、従来の放送権では対応できないインターネットでの情報発信に対しても効力が及ぶようになりました。日本法でもこの改正に従い、1997年に送信可能化権を設けましたし、また1999年に「技術的保護手段の回避に対する罰則」を加えたのも、規制の枠組みを維持しつつ新しいネットワークに対応するという国際的な流れにのっとったものでした。

しかし、たとえばデータベースについて考えてみても、その意味あいとは大きく異なっています。現行の著作権法では、データベースにおけるデータの選択または配列に対して創作性を認めています。ところがコンピュータのメモリ容量と検索能力が飛躍的に向上した今日では、選択または配列に創作性のない、たとえば新聞記事10年分をすべて収めるといったデータベースが可能なのです。そのどこに権利を及ぼすか、今一度、考慮しなくてはなりません。

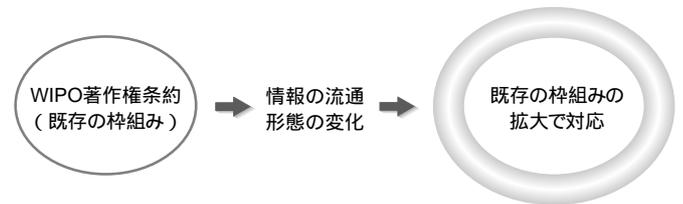
こうした例は他にも様々出てきており、パラダイムが大きく変わりつつあるのは事実です。これに対して基となる国際条約の枠組みを維持しつつ、適応させていくという現在のやり方は、困難をしいに増しています。

同時に、これまでの改正はつまり権利を積み上げているわけですから、情報の自由な流通の妨げになっているという面も

あります。そもそも著作権法は、著作者の利益を守ることで情報の総量を増やし、皆がより楽しめるようにすることにその目的があります。そこをしっかりと考えなければいけないでしょう。

著作権法はいわば曲がり角にきています。21世紀も当分は現在の仕組みが維持されるでしょうが、それがいつまで続くのかはわからないという気がします。

WIPOにおける条約交渉



放送アーカイブにおける 権利問題

神田 文友

(株)NHKエンタープライズ21 著作権・法務部 部長



著作権法では、番組を放送することと、録音・録画することでは、異なる権利が派生します。録音・録画については、権利者の許諾を得なくても6カ月間は保存できる「一時的固定」の制度がありますが、それでは不十分なのでNHKでは、保存および広報活動など特定目的への利用を認める承諾書をあらかじめ権利者からいただくことにしています。

著作権をNHKに帰属させてもらうための具体的な権利処理においては、ジャンル別に権利者団体との間で契約のルールを設定しています。たとえば音楽ならJASRACと放送・録音それぞれに対して包括的な処理をするブランクット契約を結び、自由に楽曲を使える形にしています。同様に商業用レコードについてはレコード制作者および実演家団体、脚本については日本脚本家連盟との間で、それぞれ団体ルールを設けています。

放送番組のデジタル化に関する特別な権利はありません。著作権法上はあくまで複製行為に過ぎないとされています。ただ、デジタル化によって加工・編集が容易になる、多角的利用が可能になるなど大きなメリットが生じますので、自治体などで番組のデジタル化を行う際は、利用目的に応じた複製権の処理が必要になります。

ちなみにNHKでは現在、アーカイブをシステムティックに次の番組制作につなげるため、新放送データベースの構築に取り組んでいます。これは映像素材と合わせて、その履歴や権利情報もデジタル化して記録・提供しようというものです。

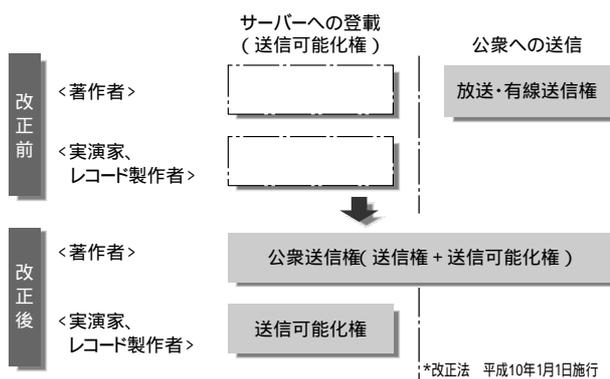
アーカイブ番組を放送利用する場合は、基本的に前述した団体ルールが生きているので特に問題は生じません。ただドキュメンタリーや紀行番組では、画面に映った人の肖像上の問題などがあり、権利処理に非常な労力を要します。

一方、アーカイブ番組の二次利用、つまり商業利用については団体ルールがごく一部を除いてなく、個別に一から処理せざるをえない状況です。今後、デジタルアーカイブの流通を促進するためには、権利者団体とのルールづくりが大きな課題となるでしょう。

最後にアーカイブ番組のインターネット利用については、平成9年の著作権法の改正によって、著作物をサーバーに搭載する行為に対しても権利が働く「送信可能化権」が新設されました。これは従来、公衆への送信について権利をもたなかった実演家・レコード制作者についても認められています。

このように、放送番組についてだけでも様々な形で権利と関わることになり、その一連の流れを一体のものとして理解することが必要となります。

インターネット対応の「公衆送信権」



説明・解説・質疑応答

講演に引き続き、凸版印刷(株)法務本部・法務部の萩原恒昭部長より「契約文例」についての説明がありました。さらに相澤英孝教授を交え、会場からの質問に答える時間が設けられました。

萩原部長は、この契約文例の位置づけについて「企業に所属するメンバーと美術館・博物館から参加いただいたメンバーがかなり議論を重ねてまとめあげたものです。従ってどちらか

の側に偏ることなく、中立的な内容になっていると思います」と述べました。

「これまでに利用許諾契約書を交わした経験のある方も少ないとは思いますが、その多くはこれほど踏み込んだ内容にはなっていないのが実態ではないでしょうか。しかしデジタル化、ネットワーク化の流れのなか、品質の劣化のない複製が今後どこまで流通していくかわからないというリスクがあるので、非常に注意深い取り決めが必要になります。まずは契約書で歯止めをしておく、そのためには最低限この契約文例程度は抑えておかないといけないということです」



説明に続き、以下のような質疑応答が行われました。

Q 権利者である遺族などの所在が不明な場合、たとえば書籍の奥付に「編集部までご連絡ください」と記載しておけば著作権法上問題はないでしょうか？

A そうした記載で権利処理が済むのなら問題はないのですが、実際には無理でしょう。著作権法には裁定請求の規定もありますが、ほとんど行われていないのが実状です。

Q この3文例とも、支払方法などに踏み込んだ内容になっていますが、それでも印紙税は不要と解釈してよいのでしょうか？

A ライセンス契約の範疇に入る契約文書は、契約金額の多寡に関わらず、すべて印紙税法の対象外とされています。

Q アーカイブの利用を企業内に限り、かつ非営利目的である場合もこのような権利処理が必要になるのでしょうか？

A 企業内の利用でも著作権法30条の私的複製には該当せず、従って権利処理が必要です。また社内用のデータベースに搭載する場合でも、送信可能化に関する例外規定はありませんから、やはり著作権の効力が及びます。

このセミナーで、権利問題に関する課題があらためて確認されましたが、それはまたデジタルアーカイブに対する取り組みがより具体化していることの表れだと考えられます。当推進協議会では、ここでの論議もふまえ、さらに現場のご要望をふまえた活動に取り組んでいきます。

えひめITフェア2001

平成13年2月23～24日



「えひめITフェア実行委員会」では2月23～24日、アイテムえひめにて、IT産業の将来を担う人材の育成および市場開拓などを目的に「えひめITフェア2001」を開催しました。

ここでは、IT関連企業による展示会や、ITセミナーなどと併せて行われたデジタルアーカイブセミナー(2月24日)の様相を紹介します。

【主催】えひめITフェア実行委員会

【協賛】デジタルアーカイブ推進協議会

講演「デジタルアーカイブと地域振興」

まず、当推進協議会事務局次長の笠羽晴夫氏が、デジタルアーカイブの意義、内外での活動事例、今後の展望などを紹介しました。石川県では県をあげてデジタルアーカイブの事業化に取り組んでいます。笠羽氏はこれを紹介したうえで、事業形態にとらわれず、地域ごとに柔軟に活動を進めてほしいと期待を述べました。

「県主導でなければいけないということはありません。まずは無理のない形で、たとえば高校などが、地域の情報をデジタルカメラで収集してホームページで公開し、他地域とのリンクを図るといった事例もあります」

さらに笠羽氏は、デジタルアーカイブを蓄積し続けていくことの重要性を強調しました。

「100集めたとして、後々本当に価値を持つのはあるいは5つ程度か

もしれません。しかしその5つが何であるか今はわからないので、アーカイブを追加継続することが必要なのです」

先進事例紹介「デジタルアーカイブの事例と将来性」

コンテンツ(株)の小野博氏は、徳島大学所蔵の伊能図や奈良正倉院の4800巻の経本、岡山県後楽園絵図などを、超高精細デジタルデータ化した事例について、画像を交えて解説しました(本誌16号7～9ページに関連記事掲載)

こうした取り組みは、貴重な文化財の保存という面だけでなく、研究目的にも大きな意義があります。たとえば正倉院の経本には、ある角度からのみ見えるように白い文字が書かれていますが、通常の写真では見えず、また厳重に保存されている原本にいちいちあたることもできません。これをデジタル画像処理し、研究者がパソコンで容易に確認できるようにしたところ、新しい発見があったといえます。

「88カ所で知られる四国には特に、デジタルアーカイブの対象となるような経本が数多く保存されていると思います」

さらに小野氏は、1945年に空撮された写真をデジタルデータ化し、その上に、誰が写っているかといった情報を張り付けていく試みを紹介。「ひとつのデータをもとに、次に何ができると考えていけるのが、デジタルアーカイブの一番素晴らしいところ」と展開の可能性に触れました。

「こうした技術をデジタルアーカイブだけで終わらせず、他に応用していくことで、将来的に大きな市場が開けると思います」

先進事例紹介「デジタルアーカイブとコンテンツビジネス」

(株)DNPアーカイブ・コムの手嶋毅氏は、デジタルアーカイブ化したものをいかにビジネスにつなげるかという観点から、数々の取り組みを紹介しました。

たとえば「RMNイメーリアーカイブ」では、フランス国立美術館連合(RMN)が所有する50万点におよぶ貴重な美術資料を、ポジフィルムとデジタルデータ(3段階の解像度)でレンタルサービスしています。こ



コンテンツ(株)で制作した住吉物語絵巻の一部を、筑波大学電子図書館・電子展示のコーナーで観覧できます。
<http://www.tulips.tsukuba.ac.jp/exhibition/>



(株)DNPアーカイブ・コムが運営するオンラインアートショップ「楽注楽買」。世界の名画のデジタル画像を販売しています。
<http://www.rakuchu.com/>



これは世界に先駆けて、日本で始めた事業とのことでした。

またインターネットの活用により、世界の名画のデジタルデータや、全国の美術館が保持している図録の販売にも着手しています。

「文化資産をデジタルアーカイブとして保存することはもとより、それをコンテンツとして社会に還元していくことが重要だと思います。それはまた、文化そのものを産業化することにもつながるでしょう。ただそのた

めには、誰もが使いやすいコンテンツにすることが必要であり、今後様々な技術を開発していかなければいけないと考えています」

3氏の発表後、会場から著作権処理や具体的な市場規模などに関して質問がありました。また四万十川や、日本で見られる種の3分の1が棲息するという四国の豊富な魚類のデジタルアーカイブ化について意見が求められるなど、地域に根ざした取り組みへの意欲がうかがえました。

【デジタルアーカイブセミナー】

講演	「デジタルアーカイブと地域振興」
講師	笠羽 晴夫 (JDAA 事務局次長)
先進事例紹介	「デジタルアーカイブの事例と将来性」
	小野 博 (コンテンツ(株) 代表取締役)
	「デジタルアーカイブとコンテンツビジネス」
	手嶋 毅 (株)DNPアーカイブ・コム 取締役)

埼玉県川口地域 ものづくりとIT 講演会

平成13年2月27日

川口市では2月27日、川口総合文化センターにて、市内の中小企業の経営者を主な対象とした「ものづくりとIT」講演会を開催しました。これは、ものづくり構造の変革や地域の情報化およびデジタルアーカイブの推進等、地域からの主体的な動きを活性化させることを目的に、進むべき方向を探るためのものです。

【主催】川口市、川口商工会議所

【協賛】デジタルアーカイブ推進協議会

「ネットワーク社会とデジタルアーカイブ」と題されたパネルディスカッションでは、鋳物など豊かな伝統をもつ川口市の既存産業を、いかにITと結びつけ、地域経済の活性化としていこうかが話し合われました。

川口市には2万3000もの事業所があるとされ、「異業種のつぼ」と言われています。こうした地域特性を、これまではメリットとして活かされていなかったと、実際にものづくりに携わる山城精機製作所の堀氏は語ります。

「従来の産業構造に依存してきたため、縦の流れはあっても横の連携がほとんどなされていませんでした。すでに産業構造は大きく変革していますし、今後は横の連携を活発にすることが必要です」

岡村市長はこうした既存産業のチカラを活かすため、ネットワークを利用した仕組みづくりを進めています。

「産業振興公社という組織をつくり、3000～4000社の企業情報をデータベース化しています。これを有効活用し、必要な技術・製品をどの事業所が持っているかという情報を提供していきたいと考えています」

武邑氏はこうした施策について、「川口市の産業情報データベースといったものを世界に提供することで、世界の異業種との交流拠点にもなり得る」とその可能性を評価しました。

2003年2月、川口市には、県内中小企業の振興と、映像関連産業を核とした次世代産業の導入・集積を目的に「さいたま新産業拠点(SKIPシティ)」が完成します。その映像関連施設の中心となる「NHKアーカイブス」について、建設事務局長の大井氏は「膨大な取材映像を別の番組に活用していく、これからの番組制作の基盤であるとともに、蓄積した番組を広く公開するサービス拠点」と位置づけます。また岡村市長はこうした映像関連施設を、子どもたちの教育に活用することで、映像産業が地域に根付いていくことを期待します。

「第二のジョージ・ルーカスやスピルバーグが、川口市から生まれることを願っています」

講演	「ITを『モノづくり』と『モノ壊し』の架橋に」
講師	山根 一真 (ノンフィクション作家)
パネルディスカッション	「ネットワーク社会とデジタルアーカイブ」 ～地域の情報化と新戦略～
パネリスト	岡村幸四郎 (川口市長)
	大井 康祐 (NHKアーカイブス 建設事務局長)
	堀 信夫 ((株)山城精機製作所代表取締役)
コーディネーター	武邑 光裕 (東京大学 助教授)



デジタルアーカイブに携わる方々のネットワーク作りのために

「デジタルアーカイブ白書 2001」を刊行しました

ITの普及とともに「デジタルアーカイブ」の概念は着実に浸透してきました。博物館・美術館はもとより、全国各地でその地域特有の歴史・文化・産業などの遺産を広く記録・蓄積し、地域振興に役立てようという動きが数多く見られています。このような状況をふまえ、当推進協議会の調査研究部会では、広くデジタルアーカイブに関わる情報を集約して総覧可能とし、個々の関係者の活動のみならず相互のネットワーク作りに資するために「デジタルアーカイブ白書 2001」を作成しました。

本白書は、博物館・美術館、図書館・公文書館、自治体・推進団体、マスコミを対象としたアンケート調査、取材、寄稿などにより構成しています。

内容：第一部「総論」、第二部「わが国の施策」、第三部「わが国におけるデジタルアーカイブ進展状況」、第四部「デジタルアーカイブに伴う技術の現状」、第五部「デジタルアーカイブの活用事例」、第六部「権利問題と契約」、第七部「海外のデジタルアーカイブの施策と現状」、資料



この白書は平成12年度事業計画に従って、会員、各部会委員、白書作成に協力いただいた方々にお配りしましたが、その後反響が大きく、オンデマンド出版形式で販売することを計画しています。6月下旬に当協議会のホームページでお知らせし、メールとFAXで受け付けをする予定です。

事務局だより

デジタルアーカイブを構築するにあたって、「権利問題」は重要なテーマです。今回、より使い易い冊子として、契約文例を含めた「デジタルアーカイブ権利問題と契約文例」が出来上がりました。今号の記事にもありますが、「権利問題ワークショップ」では、この冊子の内容解説が行われました。今後、デジタルアーカイブを推進するために、ご利用いただけることを望んでいます。「デジタルアーカイブ権利問題と契約文例」についても、当推進協議会のホームページからご覧いただけるようにしたいと考えています。

デジタルアーカイブ推進協議会(JDAA)では、メールニュースを発行しています。デジタルアーカイブに関する情報をできるだけ迅速に皆様方にお知らせするためのものです。より多くの方々に、お知らせしたいと思っておりますが、まだご案内できていない方々は多くありません。デジタルアーカイブにご関心があり、メールニュースをご希望の方は、メールアドレスの登録をお願いいたします。JDAAのホームページ(<http://www.jdaa.gr.jp/>)に登録フォームがあります。必要事項を記入していただくだけで登録できます。多くの方々からの登録をお待ちしています。

また、今号から、下のように表紙の説明を入れました。あまり多くの情報を提供できるわけではありませんが、表紙の絵画等についての理解が深まるようになれば幸いです。

現会員一覧(平成13年5月現在)

(株)イマージュ / (株)NHKエンタープライズ21 / (財)NHKエンジニアリングサービス / (株)NHKテクニカルサービス / (株)NTTデータ / (株)オーエムシークリエイティブ / 岡村印刷工業(株) / (学)河合塾 / 三洋電機(株) / 清水建設(株) / シャープ(株) / ソニー(株) / 大日本印刷(株) / (株)ティ・エス・エス・プロダクション / (株)電通 / (株)電通テック / (株)東芝 / (株)東北新社 / 凸版印刷(株) / ナカシャクリエイティブ(株) / (株)ナック映像センター / 日本電気(株) / 日本アイ・ピー・エム(株) / 日本政策投資銀行 / 日本ビクター(株) / (株)日立製作所 / (株)PFU / (株)フジカラーサービス / 富士写真フイルム(株) / 富士通(株) / 松下電器産業(株) / 三菱電機(株) / ライブピクチャー・ジャパン(株)

33社

石川県 / 香川県 / 岐阜県 / 埼玉県 / 島根県 / 奈良県 / 上田市 / 大垣市 / 京都市 / 鳥取市 / 高遠町 11自治体

(財)日航財団 / デジタル・ミュージアム推進協議会 / (財)芸術研究振興財団 / (財)デジタルコンテンツ協会

4団体

合計：48会員

表紙作品について



熱国之巻(熱国の朝)部分

今村紫紅「熱国之巻(熱国の朝・熱国の夕)」大正3年(1914)重要文化財 東京国立博物館蔵
日本画の革新に意欲を燃やした今村紫紅(1880-1916)が、インド旅行の成果を再興院展に発表したもの。主題、構図、彩色のすべてに自由な創意が満ち溢れている。

デジタルアーカイブ推進協議会のWebサイト <http://www.jdaa.gr.jp/> 最新情報や本誌のバックナンバーがご覧いただけます。

発行所：デジタルアーカイブ推進協議会(略称：JDAA) Japan Digital Archives Association

〒110-0007 東京都台東区上野公園12-50 芸術研究振興財団ビル TEL: 03-3823-6581 FAX: 03-3823-6559

発行人：事務局長 鈴木木太郎 編集：広報部会 表紙題字：平山郁夫会長 表紙写真提供：東京国立博物館

デザイン・印刷：(株)オーエムシークリエイティブ

(本誌記事の無断転載・訳載を禁じます)